

2026年2月18日
障害福祉課長 伊藤康司
(担当：関田 内線 3366)
精神保健福祉センター
(担当：渡邊 090-1055-2469)

精神保健福祉センターにおける個人情報の漏えいについて

茨城県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）において、精神科病院の入院患者1名の個人情報（病院名及び氏名）の漏えい事案が発生しました。

入院患者様はじめ県民の皆様のご信頼を損ねる事案を起こしてしまったことを深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

県内の精神科病院の入院患者Aが、センターに精神保健福祉法第38条の4に基づく「精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じる」ことを求めることができる「退院請求申請書」（以下「退院請求書」という。）を送付した。Aからの退院請求書を受理したセンターがAの家族に意見を求める文書を送付したところ、当該文書には、精神科病院に入院中のBの氏名等が記載されていたため、Bの個人情報（病院名及び氏名）が漏えいした。

(1) 経緯

2026年2月6日（金）	・センターが県内の精神科病院の入院患者Aから送付された「退院請求書」を受理
2月9日（月）	・センターからAの家族あて意見を求める文書を送付
2月16日（月）	・Aの家族からセンターへ「AではないBの名前が記載された文書が届いた」との連絡があり、情報漏えいが判明 ・Aの家族及びBの家族あて電話で謝罪と状況説明し、ご理解いただく ・Bに対しては入院中のため、医師と病状を確認しながら謝罪を行う予定

(2) 漏えいした情報

Bの氏名及び病院名

(3) 情報漏えいの原因

- ・過去に同様の申請をした者の保存データを再利用して文書を作成したため、過去の申請者の氏名が書き換えられず残っていた。
- ・発送文書作成における決裁過程、発送時のチェックにおいても誤りを見落とした。

2 再発防止策

- ・既存文書の再利用は行わず、必ず氏名等の記載がない様式を使用する。
- ・発送時に、文書と封筒記載の送付先一致しているかを2名以上で確認し、記録する。
- ・生成A I 導入による発送文書の確認を検討する。